

第一条 この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五号。次条第八項及びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。）の施行の日から施行する。
（政令への委任）

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一六年六月一日法律第七十六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、会社更生法（平成十四年法律五百四十四号）の施行の日から施行する。
附 則 （平成一五年五月三〇日法律第六
（施行期日）抄

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成一四年一二月一三日法律第一五五号) 抄
(施行期日)

第六十九条（改正規定に限る） 第五十二条、
第六十九条及び第七十条の規定 この法律の
公布の日から起算して二年を超えない範囲内
において政令で定める日
(その他の経過措置の政令への委任)

三 第十一条（地方税法第百五十五条の改正規定）
定、同条の次に一条を加える改正規定及び同
法第百六十三条の改正規定に限る。）、第十九
条（不動産登記法第二十二条第四項及び同法
第一百五十五条第七項にたゞし書を加える
改正規定に限る。）、第二十一条（商業登記法
第十三条第二項及び同法第一百十三条の五第二
項にたゞし書を加える改正規定に限る。）、第
二十二条から第二十四条まで、第三十七条
(関税法第九条の四の改正規定に限る。)、第
三十八条、第四十四条（国税通則法第三十四
条第一項の改正規定に限る。）、第四十五条、
第四十八条（自動車重量税法第十条の次に二

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 （平成一六年六月一八日法律第一
二四号） 抄
（施行期日）
第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

までの間は、新法第十二条の見出し並びに新法第十三条第一項及び第十八条中「登記事項概要ファイル」とあるのは「登記事項概要簿」と、新法第十二条の見出し中「記録」とあるのは「記載」と、同条第一項中「磁気ディスクをもつて調製する動産譲渡登記事項概要ファイル」とあるのは「動産譲渡登記事項概要簿」と、同項及び同条第三項並びに新法第十七条中「債権譲渡登記事項概要ファイル」とあるのは「債権

イ 第四条中登録免許税法別表第一(第八号)の次に次のように加える改正規定(同表第八号の二(一)に掲げる登記に係る部分並びに同号(三)及び(四)に掲げる登記に係る部分のうち同号(一)に掲げる登記に係る部分を除く。)並びに附則第八十一条の規定及び附則第八十八中債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第百

所における事務に関する新法第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項（これらの規定を新法第十四条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）並びに新法第十七条、第十八条及び第二十一条第一項の規定の適用については、新法第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項に規定する事務について登記所ごとに電子情報処理組織（登記所の使用に係る複数の電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）により取り扱う事務として法務大臣が指定する

3 この法律の施行の際現に旧法第九条第二項に規定する事務について不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十六年法律第二百二十四号)第五十三条第二項の規定による指定(同条第四項の規定により指定を受けたものとみなされるものを含む。第五項において「不動産登記法整備法第五十三条第二項の規定による指定」という。)を受けていない登記

譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（以下この条において「新法」という。）の規定は、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（以下この条において「旧法」という。）の規定により生じた効力を妨げない。

この法律の施行前にした旧法の規定による処分、手続その他の行為は、新法の適用については、新法の相当規定によつてしたものとみな

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(経過措置)

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (平成一六年六月一八日法律第一二四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。
附 則 (平成一六年一二月一日法律第一四八号) 抄
(施行期日)

までの間は、新法第十二条の見出し並びに新法第十三条第一項及び第十八条中「登記事項概要ファイル」とあるのは「登記事項概要簿」と、新法第十二条の見出し中「記録」とあるのは「記載」と、同条第一項中「磁気ディスクをもつて調製する動産譲渡登記事項概要ファイル」とあるのは「動産譲渡登記事項概要簿」と、同項及び同条第三項並びに新法第十七条中「債権譲渡登記事項概要ファイル」とあるのは「債権

イ 第四条中登録免許税法別表第一(第八号)の次に次のように加える改正規定(同表第八号の二(一)に掲げる登記に係る部分並びに同号(三)及び(四)に掲げる登記に係る部分のうち同号(一)に掲げる登記に係る部分を除く。)並びに附則第八十一条の規定及び附則第八十八中債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第百

債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正に伴う登記の手続に関し必要な経過措置は、法務省令で定める。

附 則（平成十七年三月三一日法律第二二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～五 略

六 次に掲げる規定 平成十八年四月一日

居若しくはこれらの支局又はこれらの出張所及び同条第一項の本店等所在地法務局等のいづれもが旧法第九条第二項に規定する事務についての不動産登記法整備法第五十三条第二項の規定による指定又は新法第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項に規定する事務についての第三項の規定による指定を受けている場合に限り、適用する。

前各項に定めるもののほか、この法律による

「証明書」とあるのは「登記事項概要簿の謄本」と、新法第十三条规定第一項中「記録されている」とあるのは「記載されている」と、新法第十八条规定中「記録されている」とあるのは「記録され又は記載されている」とする。

までの間は、新法第十二条の見出し並びに新法第十三条第一項及び第十八条中「登記事項概要ファイル」とあるのは「登記事項概要簿」と、新法第十二条の見出し中「記録」とあるのは「記載」と、同条第一項中「磁気ディスクをもつて調製する動産譲渡登記事項概要ファイル」とあるのは「動産譲渡登記事項概要簿」と、同項及び同条第三項並びに新法第十七条中「債権譲渡登記事項概要ファイル」とあるのは「債権譲渡登記事項概要簿」と、新法第十二条第三項及び第十七条中「動産譲渡登記事項概要ファイル」とあるのは「動産譲渡登記事項概要簿」である。

イ 第四条中登録免許税法別表第一(第八号)の次に次のように加える改正規定(同表第八号の二(一)に掲げる登記に係る部分並びに同号(三)及び(四)に掲げる登記に係る部分のうち同号(一)に掲げる登記に係る部分を除く。)並びに附則第八十一条の規定及び附則第八十八中債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第百

電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律第三条第四項本文、附則第三百三十五条の規定による改正後の動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第二十一条第二項本文、附則第三百四十四条の規定による改正後の後見登記等に関する法律第十二条第二項本文又は附則第三百七十二条の規定による改正後の不動産登記法第一百九条第四項本文（同法第二百二十条第三项、第二百二十二条第三项及び第二百四十九条第三项並びに他の法令において準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、当分の間、手数料を納付するときは、収入印紙又は登記印紙ももつてすることができる。（その他の経過措置の政令への委任）

第三百九十二条 附則第二条から第六十五条まで、第六十七条から第二百五十九条まで及び第三百八十二条から前条までに定めるもののか、この法律の施行に關し必要となる経過措置は、政令で定める。

附 則 **（平成二十六年六月一三日法律第六九号）抄**

（施行期日） 第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。（経過措置の原則）

第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることと2

された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの提起する訴えの提起については、なお従前の例による法律第十二条第二項本文又は附則第三百七十二条の規定による改正後の不動産登記法第一百九条第四項本文（同法第二百二十条第三项、第二百二十二条第三项及び第二百四十九条第三项並びに他の法令において準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、当分の間、手数料を納付するときは、収入印紙又は登記印紙ももつてすることができる。（その他の経過措置の政令への委任）

第十一条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（その他の経過措置の政令への委任）

第十二条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（その他の経過措置の政令への委任）

第十三条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（その他の経過措置の政令への委任）

第一条 この法律は、令和三年五月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）、第四十五条、第四十七条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の一七七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定公布の日

附 則 **（平成二九年五月二七日法律第五九号）抄**

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 **（平成二九年六月二日法律第四五号）抄**

（施行期日） 第一条 この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五十条及び第五十二条の規定は、公布の日から施行する。（動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十八条 旧物品運送契約に基づく貨物引換証又は旧寄託契約に基づく預託券及び質入証券が作成されている動産の譲渡の対抗要件については、前条の規定による改正後の動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第三条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

第五十一条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（政令への委任）

附 則 **（令和元年五月三一日法律第一六号）抄**

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 **（令和三年五月一九日法律第三七号）抄**

（施行期日） 第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）、第四十五条、第四十七条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の一七七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定公布の日

（政令への委任）

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（政令への委任）

附 則 **（令和三年五月一九日法律第三七号）抄**

（施行期日） 第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。）、第四十五条、第四十七条及び第五十五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定（同表の一七七の項の改正規定を除く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定公布の日

（政令への委任）

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（政令への委任）

附 則 **（令和三年五月一九日法律第三七号）抄**

（施行期日） 第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定を除く。）、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十五条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条から第五十二条まで、第五十三条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。）、第五十九条の二第一項、第五項、第六項及び第十一号）第三十五条の改正規定（（条例を含む。）を削る部分に限る。）を除く。）、第五十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。